

答申（制）第 20 号
平成 25 年 3 月 1 日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会
会 長 堀 江 憲 二

個人情報の取扱いについて（答申）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 こ家第 533 号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

今回適当と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

1 . 条例第 7 条第 2 項第 8 号に基づく個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

2 . 条例第 8 条第 2 項第 8 号に基づく利用・提供の制限の例外に関する事項について

諮問された事項については、個人情報の利用・提供を行う必要があると認められます。

ただし、提供を行うに当たっては、提供先として適切であるかどうかを慎重に確認するとともに、条例第 8 条第 3 項の規定に従い、当該個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずることを求めるよう要請します。

別紙

諮問に係る事項

1 個人情報の本人からの収集の原則の例外に関する事項（第7条第2項第8号）

個別事務

番号	所属名	事務の名称	個人の類型	収集をする個人情報	収集先	本人以外から収集する理由又は必要性等
1	こども家庭課	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務	臓器提供の対象となる可能性のある児童	氏名、性別、生年月日、住所	臓器の移植に関する法律に基づき、臓器を提供しようとする医療施設	<p>次の理由から、児童虐待等に関する情報を提供する必要があり、そのためには、当該提供に関する照会を収受することに伴い、臓器提供施設から当該児童の個人情報を本人外収集する必要がある。</p> <p>(1) 当該照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全に否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するというものである。このとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。</p> <p>(2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。</p> <p>(3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全に否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p> <p>(4) 当該児童の家庭において児童虐待等が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。</p>

2 利用・提供の制限の例外に関する事項（第8条第2項第8号）

番号	所属名	事務の名称	個人の類型	提供をする個人情報	提供先	提供する理由又は必要性等
1	こども家庭課	臓器移植に伴う児童相談所における虐待情報確認事務	臓器提供の対象となる可能性のある事項 当該児童のきょうだい 当該児童の家庭における配偶者暴力に係る者	氏名、児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの児童虐待相談としての対応経過の有無とその期間、きょうだいの不審死や乳幼児突然死症候群（疑い）に関する情報の有無、家庭における配偶者暴力情報の把握の有無とその期間（ただし、氏名については、「臓器提供の対象となる可能性のある児童」のみ。）	臓器の移植に関する法律に基づき、臓器を提供しようとする医療施設	次の理由から、児童虐待等に関する情報に係る個人情報を提供する必要がある。 (1) 臓器提供施設からの当該提供に関する照会は、臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外する判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を照会するものである。そのとき、児童相談所が保有する児童虐待等に関する情報を提供しないと、その判断材料が不足し、結果として臓器提供施設において的確な判断を行うことが困難となる。 (2) 当該照会に対し、児童相談所が保有する児童虐待に関する情報を提供しないと、本来行われるべきではない臓器移植が実施されてしまう恐れがあり、虐待を受けた児童が死亡した場合に虐待をした親等の同意によって当該児童から臓器が提供されることのないようにするという臓器移植法の一部を改正する法律の附則第5項の規定の趣旨の達成に支障が生じる恐れも考えられる。 (3) 臓器提供施設が被虐待児である可能性を完全には否定できない場合に、当該児童を臓器提供の対象から除外するときの判断材料の一つとして、当該児童に係る児童虐待等に関する情報を客観的に確認するためには、当該児童の意識がない以上、臓器提供施設は児童相談所から、当該情報に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。 (4) 当該児童の家庭において児童虐待が行われている場合は、それらの事実の有無を当該児童の家庭に属している者に確認したとしても、客観的な情報が得られるとは限らないことから、臓器提供施設が当該事実を客観的に確認するためには、児童相談所から、当該事実に係る個人情報を収集することが必要であり、合理的である。